○三豊市遺児年金条例施行規則

平成18年1月1日

規則第85号

改正　平成22年3月30日規則第8号

(趣旨)

第1条　この規則は、三豊市遺児年金条例(平成18年三豊市条例第115号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条　条例第3条の規定により遺児年金の支給を受けようとする者は、遺児年金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　条例第2条第1項に規定する者であることを明らかにすることができる書類

(2)　保護者が遺児と同居しないでこれを監護するときは、その事実を明らかにすることができる書類

(決定の通知)

第3条　市長は、条例第3条第2項の規定により支給の決定をしたときは、遺児年金支給決定書(様式第2号)をもって保護者に通知するものとする。

(届出)

第4条　条例第3条第2項の規定により年金支給の決定を受けた者(以下「受給権者」という。)は、毎年4月1日から4月30日までの間に、遺児年金現況届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2　受給権者は、受給権者又は遺児が条例第6条各号のいずれかに該当したときは、速やかに遺児年金資格喪失届(様式第4号)を市長へ提出しなければならない。

3　受給権者は、遺児年金支給申請書又は遺児年金現況届に記載した事項に変更があったときは、支給変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(審査)

第5条　市長は、前条第1項の届出により遺児年金の受給資格を審査し、その結果を遺児年金継続支給通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(年金の辞退)

第6条　受給権者は、市長が指定した支払期間の最終日後1箇月以内に年金を受給しないときは、当該年金の受給を辞退したものとみなす。

(帳票の備付け)

第7条　市長は、年金の支給を明らかにするため遺児年金支給者台帳(様式第7号)その他必要な帳票を備え、常に記載事項について整備するものとする。

(その他)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町遺児年金条例施行規則(昭和49年高瀬町規則第3号)、山本町遺児年金条例施行規則(昭和48年山本町規則第1号)、三野町遺児年金条例施行規則(昭和47年三野町規則第7号)、豊中町遺児年金条例施行規則(昭和49年豊中町規

則第1号)、詫間町遺児年金条例施行規則(平成13年詫間町規則第2号)、仁尾町遺児年金条例施行規則(昭和47年仁尾町規則第5号)又は財田町遺児年金条例施行規則(昭和45年財田町規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成22年規則第8号)

(施行期日)

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三豊市遺児年金条例施行規則第3条の決定の通知を受けている者は、この規則による改正後の三豊市遺児年金条例施行規則第3条の決定の通知を受けた者とみなす。